

生駒市立学校給食センター運営協議会規則新旧対照表

(資料 4)

現行	改正案
○生駒市立学校給食センター運営協議会規則 (趣旨) 第 1 条 この規則は、生駒市立学校給食センター条例(昭和 57 年 4 月生駒市条例第 6 号)第 7 条第 2 項の規定に基づき、生駒市立学校給食センター運営協議会(以下「協議会」という。))に関し必要な事項を定めるものとする。 (組織) 第 2 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、生駒市教育委員会(以下「委員会」という。))が委嘱し、又は任命する。 (1) 奈良県郡山保健所長 (2) <u>学校長</u> (3) <u>PTA 及び育友会の会長</u> (4) <u>学校給食主任</u> (5) 学識経験のある者 (6) その他委員会が必要と認める者 (任期) 第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。 2 前項の委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (役員) 第 4 条 協議会に次の役員を置く。 (1) 会長 1 人 (2) 副会長 1 人 (選出)	○生駒市立学校給食センター運営協議会規則 (趣旨) 第 1 条 この規則は、生駒市立学校給食センター条例(昭和 57 年 4 月生駒市条例第 6 号。<u>以下「条例」という。</u>)第 7 条第 2 項の規定に基づき、生駒市立学校給食センター運営協議会(以下「協議会」という。))に関し必要な事項を定めるものとする。 (組織) 第 2 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、生駒市教育委員会(以下「委員会」という。))が委嘱し、又は任命する。 (1) 奈良県郡山保健所長 (2) <u>条例第 4 条に規定する学校の長 (以下「学校長」という。)</u> (3) <u>生駒市 PTA 協議会を代表する者</u> (4) <u>学校長が選任する学校給食主任</u> (5) 学識経験のある者 (6) その他委員会が必要と認める者 (任期) 第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。 2 前項の委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (役員) 第 4 条 協議会に次の役員を置く。 (1) 会長 1 人 (2) 副会長 1 人 (選出)

第 5 条 会長及び副会長は、協議会において互選する。

(職務)

第 6 条 会長は会議を総括し、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代理する。

(招集)

第 7 条 協議会は、会長が招集する。

(運営)

第 8 条 協議会は、毎学期に 1 回開催する。ただし、会長において必要と認めたときは、この限りでない。

2 教育委員は、協議会に出席し、意見を述べることができる。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って決定する。

第 5 条 会長及び副会長は、協議会において互選する。

(職務)

第 6 条 会長は会議を総括し、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代理する。

(招集)

第 7 条 協議会は、会長が招集する。

(運営)

第 8 条 協議会は、毎年度に 2 回開催する。ただし、会長において必要と認めたときは、この限りでない。

2 委員会の委員は、協議会に出席し、意見を述べることができる。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って決定する。